

発行元  社会福祉法人 芳清会
 特別養護老人ホーム -ショートステイ-
 〒350-1172 埼玉県川越市大字増形164番地
 電話 (049) 247-7311(代) <http://www.houseikai-y.jp/>

8月の訪問歯科診療からお知らせ

*8/13(水)~8/18(月)は休診ですので、ご了承ください。



八瀬の里 ショートステイ だより

介護保険のゆくえ

どうなる？ 介護保険

2015年は、介護保険制度において、3年に1度の制度改革が行われる予定です。連日、新聞やテレビで介護保険の法改正についてのニュースが報道されています。さまざまな改革が検討議論されますが、大きく2つに分け見ていきます（※あくまで予想ですので、ご参考までに…）。

一つ目は、要支援サービスを介護保険から切り離す。現在の介護保険の必要度の低い「要支援」（約140万人）向けのサービスを介護保険の適用とし、市区町村の独自事業に移行する見直し案が提示される見込みです。

金を市区町村の裁量とし、ボランティアやNPOなども活用することで要支援者の生活を支えていく方針が検討されています。

二つ目は、介護保険の自己負担、一定以上の所得で2割負担に。現在、一律

の自己負担割合を、一定以上上の所得がある人については、2割に引き上げる方向で検討が進められる見通しです。所得基準は夫婦世帯で年収359万円以上、もしくは369万円以上の2

案が検討されています。高齢者全体の約2割が対象となる低所得層については、保険証の減額措置を拡大する方向です。（アンダーグループ・2013年11月7日）

先の平成26年5月1日から現行の料金でご案内していました。来月1日から、弊所看護師の配置人数等の変更で、一部料金が変わりますので、ご案内いたします。機能訓練体制加算の12単位／日・看護体制加算Iの4単位／日・看護体制IIの8単位／日の1日あたり合計27円が、これまでより安くなります。度々、料金の変更により、ご利用の皆さまには、ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。ショートステイ職員一同、より一層のサービス向上に尽力して

平成26年8月1日から一部改定

参りますので、ご理解・ご協力をほどど、どうぞ今後とも宜しくお願い申上げます。

平成26年8月1日から、
 ①機能訓練体制加算 12単位／日
 ②看護体制加算 I 4単位／日
 ③看護体制加算 II 8単位／日
 上記の料金について廃止となります
 宜しくお願ひ致します。

ショートステイ八瀬の里の料金が変わります

領収書の医療費控除額の記載について

これまで領収書に医療費控除対象額と記載していましたが、川越市より『ショートステイ（短期入所生活介護）』の領収書の取り扱いとして、介護保険法第41条第8項および同法施行規則第65条に規定する領収書に医療費控除の対象となる費用の額を記載するが、居宅サービスの種類ごとに当該記載の